

協働事業のススメ

1 ● ● なぜ、協働するの？

① 近年、市民を取り巻く社会環境の大きな変化により、地域における課題が複雑化、多様化してきています。

少子・高齢化

市民ニーズの多様化

地球環境の保全

経済の低迷



② そのような中、行政には今まで以上にきめ細かい対応や地域の特色を活かしたまちづくりが求められ、一方では、さまざまな分野で課題に気付いた市民活動団体が、課題解決のために活躍しています。



④ このような課題に、市民活動団体の発想や行動力と、これまで行政が蓄積した実績をもとに、お互いの特性を活かして協働して取り組むことで、新しい社会ニーズに対応し、より多様性に富んだ質の高いサービスを提供するなど、より効果的な課題解決が期待できます。



教育

環境

福祉



③ しかし、市民活動団体だけや行政だけでは、対応が難しい課題が増えてきているという状況もあります。

2 ● ● 協働事業とは？

協働事業は、市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業で、それぞれ単独で実施するよりも、お互いの得意分野を活かして協力・連携して行うことで、より効果的な事業が期待できるものです。

ポイント

「協働」の目的は、市民活動団体と行政が、お互いの特性を活かし、より効果的な成果を出していくことで、経費の削減が目的ではありません。

3 ●●● 6つの原則

協働事業は、実際の事業目的や条件等により内容が異なりますが、協働事業を進める上で、次の6つの原則が重要と考えています。

原則1 対等の関係

お互いの特性を尊重し、対等の関係を考慮して事業を実施すること

原則2 役割分担

市民活動団体と行政で役割分担を明確にし、お互いの得意分野を十分に発揮できるように努めること

原則3 目的の共有

市民活動団体と行政が十分に話し合い、目的を共有すること

原則4 相互理解

お互いの考えを十分に理解し合い、協議をしながら事業を進めること

原則5 公開性・透明性

市民に対して、活動の内容やプロセスが広く開かれていること

原則6 成果の振り返り

協働事業の成果を振り返り、改善点や課題を整理すること



ポイント

協働事業を行なうときはお互いの特性の理解と尊重が大切です。

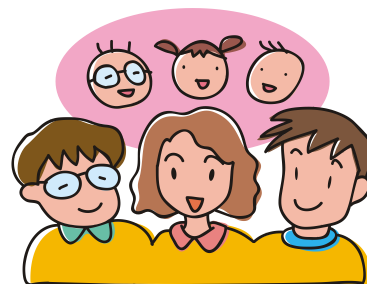
●●● 市民活動団体の主な特性 ●●●
多様性・先駆性
自立性・専門性・地域性

●●●●● 行政の主な特性 ●●●●●
公平性・公正性
専門性・組織の継続性

4 ●●● 対象となる事業は？

協働事業の対象となる事業は、次のすべての要件に該当する事業とします。

- (1) 平塚市内で実施、又は、平塚市民が受益者となる公益的な事業
- (2) 市民活動団体の先駆性、専門性等の特性を活かした事業
- (3) 市民活動団体と行政の役割分担が明確かつ妥当であり、協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業
- (4) 次の要件のいずれにも該当しない事業
 - ア 受益の対象が特定の個人や団体であるもの
 - イ 公序良俗に反するもの
 - ウ 原則として、該当年度に平塚市の他の制度による補助金等の対象となっているもの
(県などの制度による補助金等の対象となっている場合はご相談ください)
- (5) 原則、ハード（施設の建築や整備）のみの事業は対象となりません。



5 ●●● 事業の大きな流れ

平塚市では、市民活動団体と行政の協働の形として「市民提案型協働事業」と「行政提案型協働事業」の2つの進め方があります。

(1) 市民提案型協働事業 (『自由部門』・『テーマ設定部門』)

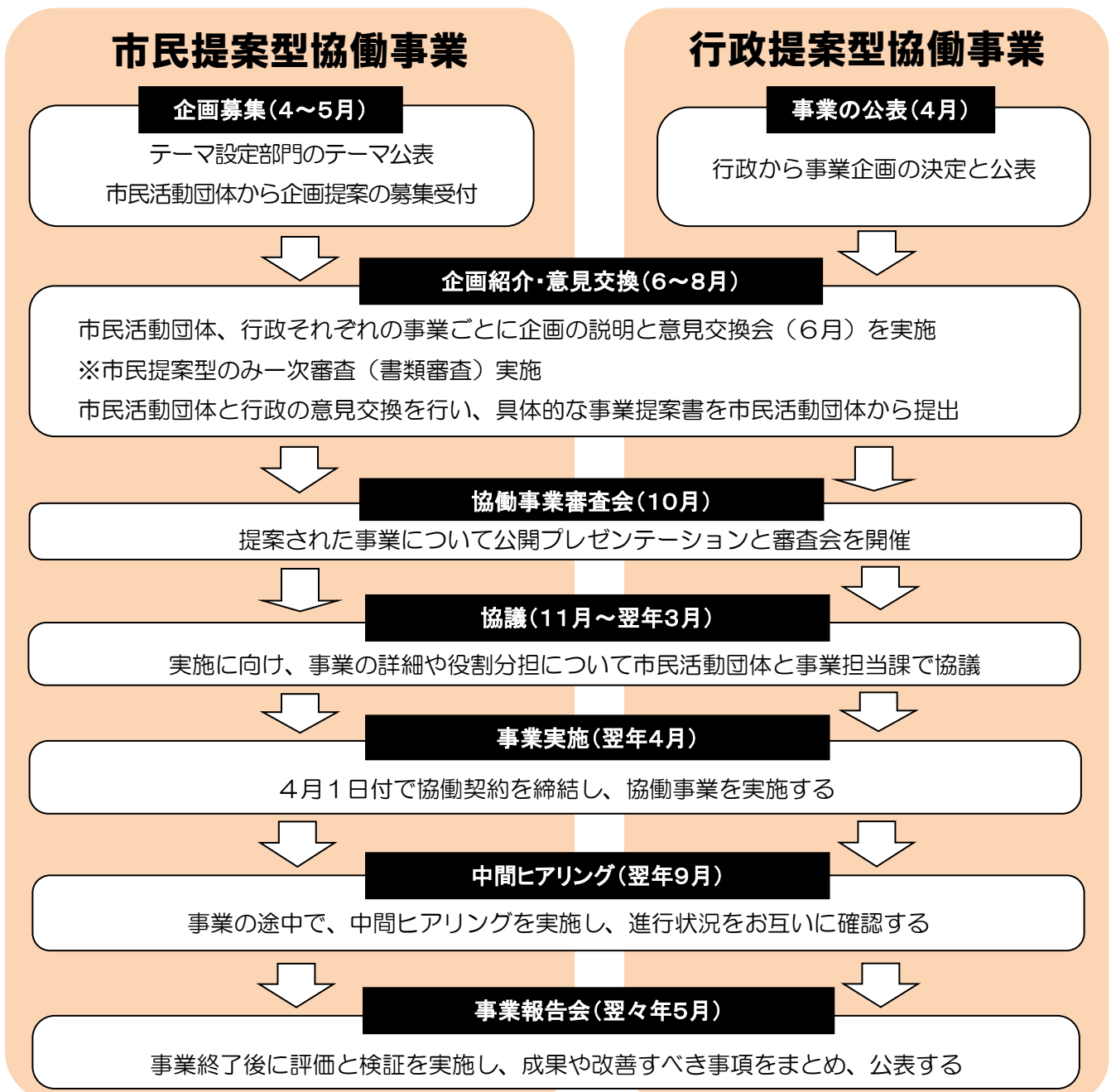
市民活動団体から事業の企画提案を公募し、行政との意見交換を経て、審査会で選考された事業を実施いたします。

(ア)自由部門：市民活動団体が、自ら持つ問題意識などをもとに地域の課題などを提案し、行政との協働により課題の解決を図るものです。

(イ)テーマ設定部門：市民活動団体が、行政が設定したテーマに対し、行政と協働することで効果的な解決ができる事業を提案し、課題の解決を図るものです。

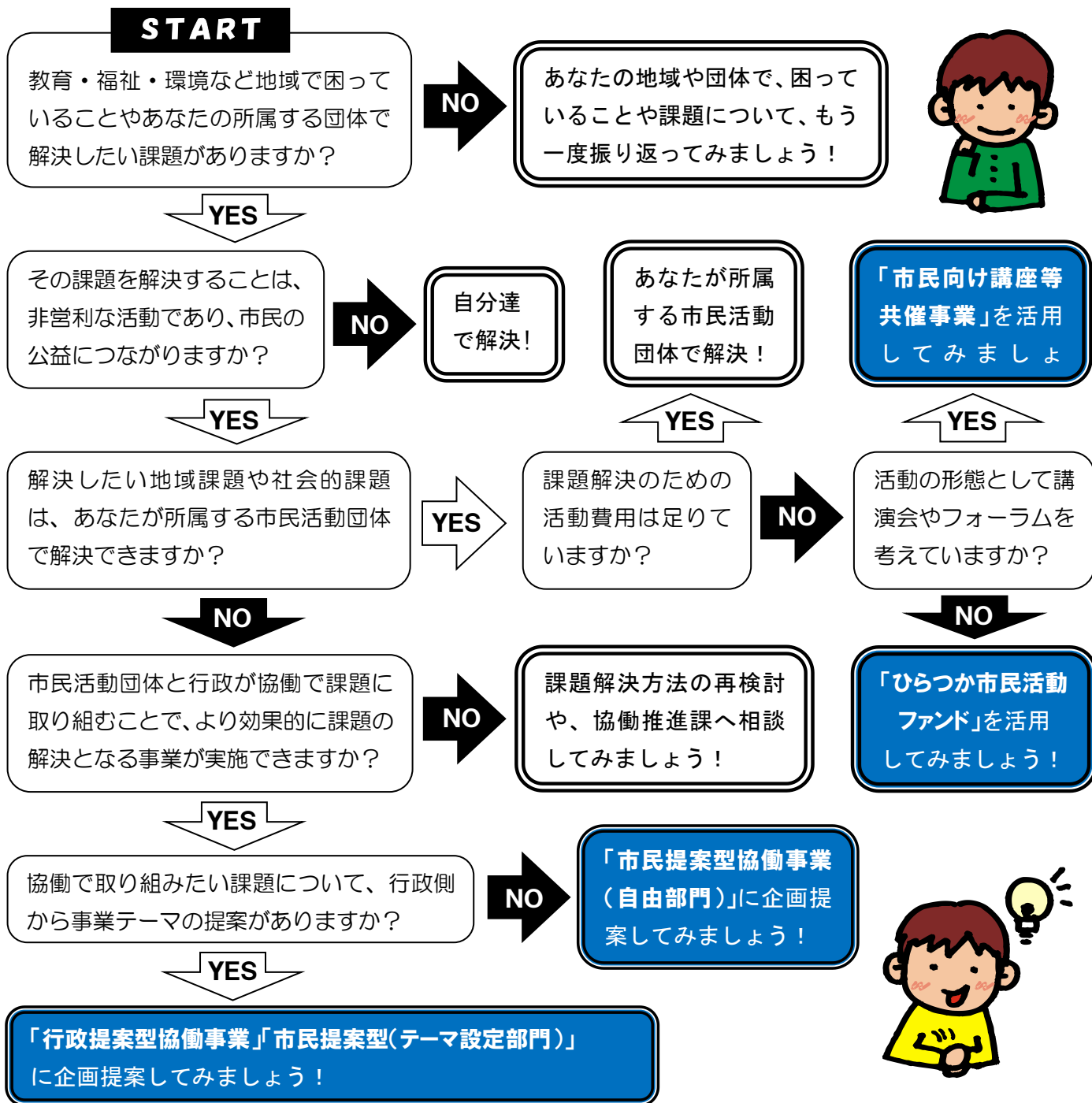
(2) 行政提案型協働事業

行政が、抱えている課題や市民活動団体の特性を活かして実施したい事業を提案し、市民活動団体と協働で課題解決を図る事業です。行政から事業の企画を投げかけ、市民活動団体から事業提案を募集します。提案のうち、審査会で選考された事業を実施いたします。



6 ●● 企画提案する前に・・・

ひらつか市民活動センターでは、市民活動団体と行政との協働事業の企画・事業化を応援します。まずは、あなたの市民活動の課題解決にピッタリの制度を、チェックしてみましょう。



7 ●● ここに相談しよう！

協働事業に関する相談窓口

平塚市市民部協働推進課 市民協働担当
(ひらつか市民活動センター内)

〒254-0811

平塚市八重咲町3-3 JAビルかながわ2階

電話 0463-21-7534 FAX 0463-22-3037

電子メール kyodo@city.hiratsuka.kanagawa.jp

相談事例

- ◆ 協働事業の制度や進め方について不明な点を確認したい。
- ◆ 自分たちの市民活動内容を担当する市役所の担当課を知りたい。
- ◆ 検討している事業が協働事業にふさわしいか相談したい。